

○定められた命令等及び根拠法令条項の一覧

No	定められた命令等の題名	根拠法令条項
1	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 65 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下同じ。）第 100 条第 1 項 ・ 電波法第 100 条第 5 項において準用する法第 17 条 ・ 電波法第 28 条、第 29 条、第 38 条及び第 100 条
2	屋内広帯域電力線搬送通信設備の使用範囲を定める件（令和 3 年総務省告示第 210 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下同じ。）第 44 条第 2 項第 2 号(1)
3	平成 18 年総務省告示第 520 号（伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件）の一部を改正する件（令和 3 年総務省告示第 211 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 4 号の(3) ・ 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号。）第 60 条第 2 号の(2)
4	平成 14 年総務省告示第 544 号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する件（令和 3 年総務省告示第 212 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行規則第 46 条第 2 項及び第 46 条の 3 第 3 項
5	平成 28 年総務省告示第 70 号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状態を定める件）の一部を改正する件（令和 3 年総務省告示第 213 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 9 号の(1)(九)及び(2)(九)並びに第 10 号の(9)
6	平成 13 年総務省訓令第 77 号（高周波利用設備許可関係審査基準）の一部を改正する訓令（令和 3 年総務省訓令第 23 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法第 100 条第 2 項